

## 林野火災注意報の各根拠法令及び条文について

### 宝塚市火災予防条例

(林野火災に関する注意報)

第36条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）

の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第36条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

### 宝塚市火災予防条例

(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第36条 火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）

が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。